

○嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程

令和3年3月15日

告示第8号

改正 令和3年4月15日告示第61号

令和3年9月15日告示第101号

令和5年9月29日告示第68号

(目的)

第1条 この告示は、街頭犯罪の防止や子どもの安全確保及び地域住民の不安解消を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことができる犯罪のない地域社会づくりの推進を図るため、防犯カメラを設置及び維持する事業者又は地域団体に対する、予算の範囲内における嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭犯罪 路上強盗、ひったくり、空き巣、忍込み、居空き、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい、自動販売機ねらい及び不同意わいせつ等の犯罪をいう。
- (2) 事業者 市内に事業所を置く個人及び法人をいう。
- (3) 地域団体 行政区、自治会その他の地域的な共同活動を行う団体で、次に掲げる全ての要件を満たす団体をいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動(以下「活動」という。)をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の住民が自由に加入できること。
 - エ 規約及び代表者等を定めていること。

(一部改正〔令和5年告示68号〕)

(準用)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)については、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)を準用する。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望又は承諾がある市内の地域に防犯カメラを設置する事業者又は地域団体であって、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 過去において性犯罪又は性犯罪に発展するおそれのある声掛けや痴漢等の前兆事案が発生している地域に防犯カメラを設置する事業者又は地域団体
 - (2) 嘉麻市通学路交通安全プログラム(平成27年5月策定)に基づく通学路の合同点検等により把握された危険箇所のうち、登下校時に子どもが一人で歩く区間がある地域に防犯カメラを設置する地域団体又は通学路がある地域に防犯カメラを設置する事業者
 - (3) 前2号に掲げる地域に準ずると市長が認める地域に防犯カメラを設置する事業者又は地域団体
- (一部改正〔令和3年告示61号〕)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を上限とする。ただし、地域団体が行う補助対象事業が、福岡県防犯対策カメラ設置支援事業補助金の交付決定を受けた場合は、10万円を上限とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1回限りとする。

(一部改正〔令和3年告示61号〕)

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をする者は、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置(計画・結果)書(様式第2号)
- (2) 防犯カメラ設置(計画・結果)図(様式第3号)
- (3) 防犯カメラの仕様書
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 事業者の場合は、防犯カメラを設置する地区の区長等からの要望書又は承諾書
- (6) 事業者の場合は、誓約及び納付状況等調査同意書(様式第4号)
- (7) 地域団体の場合は、収支(予算・精算)書(様式第5号)、防犯カメラの管理及び運用に関する規程及び団体の規約

- (8) その他市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定及び通知)

第7条 市長は、[前条](#)の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金(交付・不交付)決定通知書([様式第6号](#))により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業に変更が生じたときは、あらかじめ市長と協議のうえ、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付変更承認申請書([様式第7号](#))に、次に掲げる書類のうち、当該変更にかかる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の増減、その他事業の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 防犯カメラ変更設置計画書([様式第8号](#))
- (2) 防犯カメラ変更設置計画図([様式第9号](#))
- (3) 補助対象経費に係る変更後の見積書の写し
- (4) 地域団体の場合は、収支変更予算書([様式第10号](#))
- (5) その他市長が必要と認める書類

(変更の承認決定)

第9条 市長は、[前条](#)の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更を認めたときは、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付変更(承認・不承認)決定通知書([様式第11号](#))により交付決定者に通知するものとする。

(中止又は廃止の承認)

第10条 交付決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業中止(廃止)承認申請書([様式第12号](#))を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請を承認したときは、必要に応じ交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するものとする。

(報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業の実施に関し、市長が必要と認める事項について報告を求められた場合は、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実施状況報告書([様式第13号](#))により、市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実績報告書([様式第14号](#))に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ設置(計画・結果)書([様式第2号](#))
- (2) 防犯カメラ設置(計画・結果)図([様式第3号](#))
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 地域団体の場合は、収支精算書([様式第5号](#))
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、[前条第2項](#)の規定に基づく実績報告の内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付額確定通知書([様式第15号](#))により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 [前条](#)の通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書([様式第16号](#))を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他この告示の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助対象事業に関する収支の状況を明らかにした書類及び帳簿等を補助対象事業以外の経費と明確に区分して整備し、補助対象事業の完了した日の属する年度の終了後5年

間保存しなければならない。

(効果の検証)

第17条 補助金の交付を受けた交付決定者は、防犯カメラの設置後、街頭犯罪防止に関する効果について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 交付決定者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、嘉麻市個人情報保護法施行条例(令和5年嘉麻市条例第1号)及び嘉麻市防犯カメラの設置及び運用に関する規則(平成27年嘉麻市規則第57号)の規定に基づき、防犯カメラで撮影された映像等について、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるなど、取得した個人情報の保護に努めなければならない。

(一部改正〔令和5年告示68号〕)

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第19条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則(平成18年嘉麻市規則第49号)の定めによらなければならない。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(検討)

2 この告示の施行後3年を経過した後に、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(令和3年4月15日告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月15日告示第101号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの告示の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(様式に関する経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるそれぞれの告示に規定する旧書式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができ、又は現に残存するものについては、これを使用することができる。

附 則(令和5年9月29日告示第68号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の第18条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所
(団体名)

氏名又は代表者名

電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請書

(事業者 ・ 地域団体)

このことについて、下記のとおり嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金の交付を受けたいので、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象経費	円
2 補助交付申請額	円
3 事業の主たる目的	
4 期待できる効果	
5 事業完了予定年月日	年 月 日
6 区長等の要望（※）	有・無（団体名： ）

添付書類

- (1) 防犯カメラ設置（計画・結果）書（様式第 2 号）
- (2) 防犯カメラ設置（計画・結果）図（様式第 3 号）
- (3) 防犯カメラの仕様書
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 事業者の場合は、防犯カメラを設置する地区の区長等からの要望書又は承諾書
- (6) 事業者の場合は、誓約及び納付状況等調査同意書（様式第 4 号）
- (7) 地域団体の場合は、収支（予算・精算）書（様式第 5 号）、防犯カメラの管理及び運用に関する規程及び団体の規約
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条、第11条関係)

様式第2号(第6条、第11条関係)

防犯カメラ設置(計画・結果)書

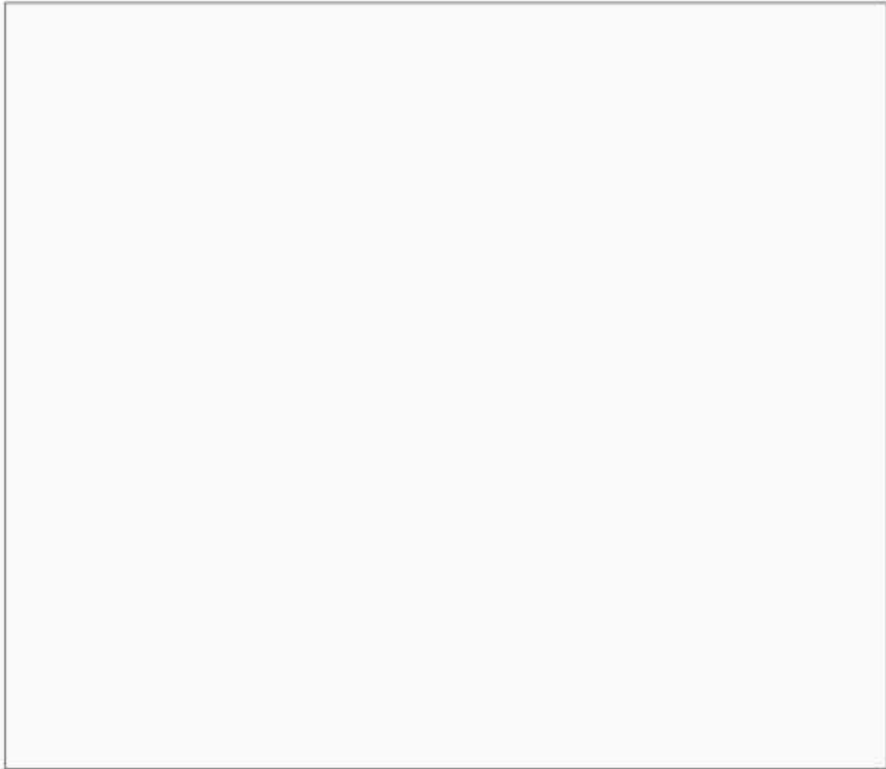
区分	氏名	防犯カメラ設置場所	防犯カメラ設置場所の 土地の所有者	防犯カメラ設置 (予定・実施)日
事業者				

区分	実施団体名	防犯カメラ設置場所 (管轄小学校区)	防犯カメラ設置場所の 土地の所有者	防犯カメラ設置 (予定・実施)日
地域団体		()		

注：防犯カメラの設置場所が把握できる地図を添付すること。

様式第3号（第6条、第11条関係）

防犯カメラ設置（計画・結果）図



注：地図は、縮尺及び地図上の距離を記載した地図であって、防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を明示すること。

添付書類

防犯カメラ設置場所の写真

誓約及び納付状況等調査同意書

年 月 日

嘉 麻 市 長 様

住 所
(団体名)
氏名又は代表者名
電話番号

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金を申請するに当たり、申請者と申請者と同一世帯の者は、下記のとおり、誓約及び同意をします。

記

1. 申請者と申請者と同一世帯の者の住民票及び末尾記載の市税等の納付状況について、嘉麻市が調査することに同意します。
2. 申請者と申請者と同一世帯の者は、嘉麻市暴力団等追放条例(平成21年嘉麻市条例第24条)第2条第2号から第5号までに規定する者又は団体に該当しないことを誓約するとともに、その該当の有無について、嘉麻市が調査することに同意します。

誓約及び調査同意者の署名等	氏 名	生 年 月 日	申請者との続柄	備 考
申 請 者		年 月 日		
申請者と同一世帯の者		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

注)上欄には、必ず各自が自筆しなければなりません。

場合によっては、調査同意等の権限者からの同意書等が必要となることがあります。

市税等

市民税	固定資産税	軽自動車税
国民健康保険税	市営住宅使用料	保育料
学童保育所利用料	道路占用料	市有土地・建物貸付料
国有地転貸料	水道料金	農道・水路等占用料
学校給食費	介護保険料	住宅新築資金償還金
住宅改修資金償還金	宅地取得資金償還金	後期高齢者医療保険料
災害援護資金償還金	福祉電話使用料	汚水処理施設使用料
市営住宅退去時補修費	老人施設入所負担金	
老人居室整備資金貸付金	奨学資金貸付金(連帯債務含む。)	
公の施設の利用又は行政財産の目的外使用許可に係る使用料		
その他の市に納付又は納入すべき全ての公共料金等		

様式第5号（第6条、第11条関係）

収支（予算・精算）書

1 収入の部

項 目	（予算・精算）額	備 考
合 計		

2 支出の部

項 目	（予算・精算）額	備 考
合 計		

様式第 6 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
（団体名）
氏名又は代表者名 様

嘉麻市長 印

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書

年 月 日に提出された嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 7 条の規定により、通知します。

記

- 1 決定内容
- ・ 交付

・ 不交付

理由：
- 2 交付決定額
- 円
- 3 交付方法
- 口座振込

（注）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、嘉麻市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は、嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過する

と処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 7 号（第 8 条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所

（団体名）

氏名又は代表者名

電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金の内容について、変更の承認を受けたく、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 8 条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費	当 初	円
	変 更	円
	増減額	円
2 補助金交付 申請額	当 初	円
	変 更	円
	増減額	円
3 変更概要		

添付書類（変更に係る書類のみ添付）

- (1) 防犯カメラ変更設置計画書（様式第 8 号）
- (2) 防犯カメラ変更設置計画図（様式第 9 号）
- (3) 補助対象経費に係る変更後の見積書の写し
- (4) 地域団体の場合は、収支変更予算書（様式第 1 0 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第8条関係)

様式第8号（第8条関係）

防犯カメラ変更設置計画書

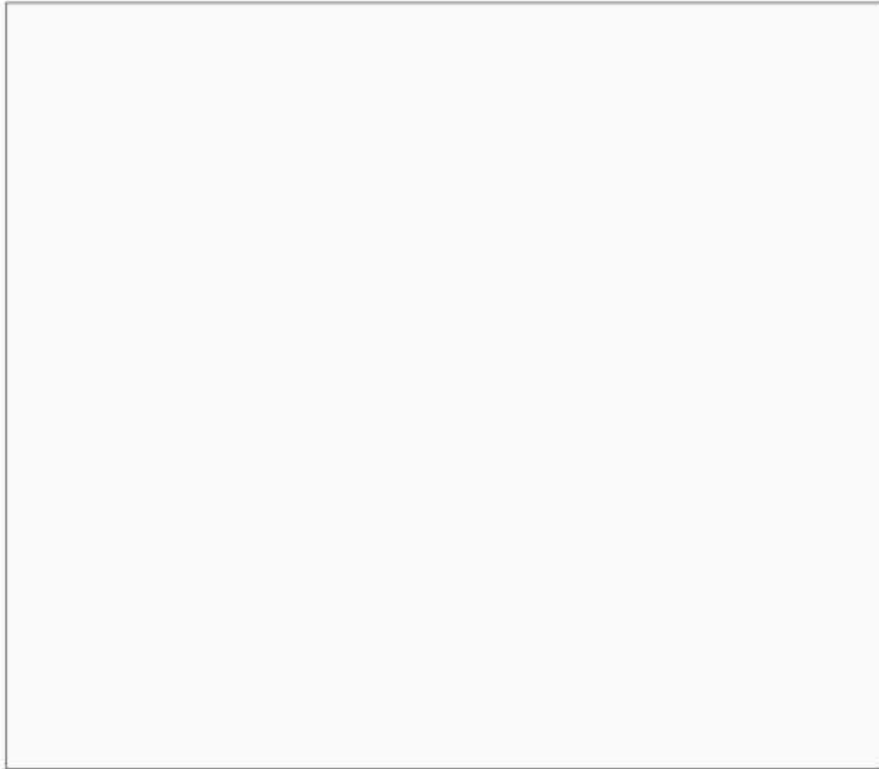
区分	氏名	防犯カメラ設置場所	防犯カメラ設置場所の 土地の所有者	防犯カメラ設置 （予定・実施）日
事業者				

区分	実施団体名	防犯カメラ設置場所 （管轄小学校区）	防犯カメラ設置場所の 土地の所有者	防犯カメラ設置 （予定・実施）日
地域団体		（ ）		

注：防犯カメラの設置場所が把握できる地図を添付すること。

様式第 9 号（第 8 条関係）

防犯カメラ変更設置計画図



注：地図は、縮尺及び地図上の距離を記載した地図であって、防犯カメラ設置場所及び撮影範囲を明示すること。

添付書類

防犯カメラ設置場所の写真

様式第10号(第8条関係)

収支変更予算書

1 収入の部

項 目	変更額	備 考
合 計		

2 支出の部

項 目	変更額	備 考
合 計		

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
（団体名）
氏名又は代表者名 様

嘉麻市長 印

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金
交付変更（承認・不承認）決定通知書

年 月 日に提出された嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付変更承認申請について、下記のとおり決定したので嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 9 条の規定により、通知します。

記

- 1 決定内容
- ・承認

・不承認

理由：
- 2 交付決定額
- 円
- 3 交付方法
- 口座振込

（注）

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、嘉麻市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求することができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、嘉麻市を被告として（訴訟において嘉麻市を代表する者は、嘉麻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過する

と処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所

（団体名）

氏名又は代表者名

電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、署名押印してください

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた補助事業
を次のとおり中止（廃止）したいので、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補
助金交付規程第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 13 号（第 11 条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所

（団体名）

氏名又は代表者名

電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、署名押印してください

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた補助事業
について、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 11 条の規定に
基づき下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

様式第 1 4 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所

（団体名）

氏名又は代表者名

電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号にて交付（変更交付）決定のあった
嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金について、事業が完了したので、嘉
麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 1 1 条の規定により、関係
書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 実績額	円
3 事業完了年月日	年 月 日

添付書類

- (1) 防犯カメラ設置（計画・結果）書（様式第 2 号）
- (2) 防犯カメラ設置（計画・結果）図（様式第 3 号）
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 地域団体の場合は、収支精算書（様式第 5 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 5 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

住 所
（団体名）
氏名又は代表者名 様

嘉麻市長 印

嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日に提出された嘉麻市防犯カメラ設置支援事業実績報告書を審査した結果、当該補助金の額について、下記のとおり確定したので、嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 1 2 条の規定により、通知します。

記

補助金交付確定額 円

様式第 1 6 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

嘉麻市長 様

住 所
(団体名)
代表者名
担当者名
電話番号

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

請 求 書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり嘉麻市防犯カメラ設置支援事業補助金交付規程第 1 3 条の規定により、補助金の交付を請求いたします。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 当座 その他 ()	口座番号	
フリガナ			
口座名義			